平成２３年（フ）第３２４４号
横浜市都筑区南山田２丁目17番21号　302
債務者　水無　美香
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１７号
横浜市緑区西八朔町38番地　ハイツセイミヤ202号
債務者　上原　絵里
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４８号
横浜市保土ケ谷区西谷町1140番地１　メゾンパークスN101号
債務者　田子ちさと
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５４号
横浜市旭区都岡町73番地６　グレーシア風祭Ⅱ103
債務者　橋本　千春（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３５７号
横浜市神奈川区神大寺２丁目30番15―303号
債務者　高橋　メリ
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７４号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目６番17―301号
債務者　室井　節子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３７５号
横浜市鶴見区北寺尾５丁目６番17―301号
債務者　室井　定明
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３８号
釧路市柳町９番15号
債務者　藤原　宏之
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３５７号
北海道釧路郡釧路町新開６丁目39番地
債務者　宮崎由美子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
釧路市堀川町８番５号　寿荘２階―３
債務者　加藤　雄司
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２７号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目31番６号　えびな南高齢者施設
債務者　柴山　剛範
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１９号
岡山市北区津高767番地６、旧住所岡山市北区谷万成１丁目９番15号　谷万成プリーモ301号
債務者　菊池　哲也
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４１号
岡山市南区福富西２丁目10番20号
債務者　小川　友理
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２５号
岡山市北区御津中山163番地６
債務者　小田紀久子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
大分県宇佐市大字北宇佐601番地
債務者　髙橋ケイ子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月19日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９号
石川県小松市須天町１丁目12番地
債務者　佐々木　優
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午後２時30分
金沢地方裁判所小松支部